

平成31年3月25日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦  
豊田市事業管理者 今井 弘明  
(公 印 省 略)

### 豊田市工事請負契約約款の改正等について（通知）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成31年度における入札契約事務について、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては変更内容等についてご承知おきいただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 豊田市工事請負契約約款の改正について

社会保険等未加入対策について平成25年度より随時取り組んでおりますが、平成31年4月1日以降の契約から下記のとおり工事契約約款第7条の2を追加し、取組を強化しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

変更なし	(下請負の届出) 第7条 乙は、工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。 2 甲は、前項の規定による下請負が不相当と認めるときは、乙に対しその下請負を中止し、又は変更させるものとする。
追加	(下請負人の健康保険等加入義務等) 第7条の2 乙は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入業者」という。）を直接下請負人としてはならない。ただし、社会保険等未加入業者を直接下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、この限りではない。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 2 前項ただし書の場合においては、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。

#### 2 各種様式の変更等について

##### (1) 設計図書(仕様書)等に関する質問の様式について

入札公告における設計図書(仕様書)等に関する質問の様式を定めましたので、質問がある場合は、指定する様式に記入いただき、質問期間内に文書により担当課へ直接持参して提出してください。なお、当面の間、質問様式は、あいち電子調達共同システムから設計図書等と一緒にダウンロードしてください。

## (2) 工事下請負届の様式の変更について

書類作成事務軽減のため、様式を変更しました。平成31年4月1日から新様式をご使用ください。新様式は、契約関係書類ダウンロード（豊田市ホームページ）のページからダウンロードしてください。

## (3) 現場代理人の兼務届の様式の変更について

現場代理人等が他の工事と兼務となる場合には、工程表の提出いただいておりますが、工程表の提出漏れ防止のため、現場代理人の兼務届の様式を変更しました。平成31年4月1日から新様式をご使用ください。新様式は、契約関係書類ダウンロード（豊田市ホームページ）のページからダウンロードしてください。

現場代理人の兼務届を契約課で確認後、工程表を添付し、既契約工事及び新たに契約した工事の監督員それぞれに原本を提出してください。

## 3 解体工事業の新設に伴う経過措置について

建設業法の一部改正により、平成28年6月1日から建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設され、経過措置が平成31年5月31日で終了することから、平成31年6月1日以降、「とび・土工工事業」の許可では、「解体工事業」を請け負うことができません。そのため、豊田市が平成31年4月1日以降に発注する解体工事は、「解体工事業」建設業許可を求めていく予定です。

入札に参加する場合、入札案件ごとの公告日まで上記許可を受け、豊田市入札参加資格者名簿に「解体工事業」の登録が必要ですので、登録されていない場合は、あいち電子申請システムにて「解体工事業」の業種追加の申請をお願いします。

## 4 工事の公告予定日について

平成31年度の公告日は下記を予定していますが、記載のない日に公告する場合や記載があっても公告しない場合がありますので、必ずあいち電子調達共同システムでご確認ください。また、あいち電子調達共同システムの掲載は、原則、午後3時を予定しますが、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

月	日にち(曜日)				
4月	2日(火)	9日(火)	23日(火)		
5月	8日(水)	14日(火)	21日(火)	28日(火)	
6月	4日(火)	18日(火)	25日(火)		
7月	2日(火)	9日(火)	17日(水)	30日(火)	
8月	6日(火)	20日(火)	27日(火)		
9月	3日(火)	10日(火)	18日(水)	25日(水)	
10月	1日(火)	8日(火)	16日(水)	22日(火)	29日(火)
11月	6日(水)	12日(火)	19日(火)	26日(火)	
12月	3日(火)	10日(火)	17日(火)	24日(火)	
1月	7日(火)	15日(水)	21日(火)	28日(火)	
2月	4日(火)	12日(水)	18日(火)	25日(火)	
3月	3日(火)	10日(火)	17日(火)	24日(火)	

### 【問合せ先】

総務部契約課 工事担当 電話 0565(34)6616(直通)  
(上下水)総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653(直通)